

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成26年9月19日付けで提起された、[REDACTED]福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成26年7月30日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条の規定による保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)に対して、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁が行った本件処分は、これを取り消す。

理 由

第1 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由としておおむね次のとおり述べていると解される。

- 1 処分庁は、生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について(平成26年3月31日付け社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の運用を機械的に行っている。
- 2 請求人は、請求人の父の遺留金品について相続放棄をする予定であり、遺留金品の処分権限を有していないにもかかわらず、本件処分により遺留金品の相当額の負担を求められることになる。また、請求人は、未成年であり、これを負担する能力を有していない。

よって、本件処分は、違法又は不当である。

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由としておおむね次のとおり述べていると解される。

- 1 死亡した単身の被保護者の遺留金は、葬儀費用の一部として充当すべきことは、法第18条、第76条及び課長通知により明らかである。
- 2 遺留金品の状況の確認については、課長通知では可能な範囲での状況確認を求めたものであり、判明している遺留金品を葬祭費用の一部として充当することについてはなんらの不当性もない。
- 3 単身の被保護者が死亡した際の未納金、住宅の整理費用等については、保護制度の中で控除等により認定する規定はなく、控除等は不可能である。

第3 請求人の反論

- 1 請求人及び請求人の祖母である[REDACTED]は、請求人の父が保有する口座の残金82,472円を葬祭扶助に充当することについては了承していない。請求人の父が死亡した時点で、未払いの光熱費や家賃等の支払が残っていることは明らかであり、口座の残金は余分なお金ではないため、処分庁が口座の残金を当然のように葬祭費に充てるように認定したのは誤りである。
- 2 処分庁は、請求人の父が保有する口座の残金について、当然のように審査請求人が相続するものとしている。資力のない請求人が相続を放棄する意向であることについて、請求人から聞き取りや事情を精査することなく、一方的な説明で葬祭代から口座の残額を差し引いている。

熊知

第4 審査庁の判断

1 認定事実

審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成26年7月22日、請求人は、被保護者である請求人の父が死亡したことに伴い、処分庁に対し、葬祭扶助費の申請に係る生活保護変更申請書等を提出した。処分庁は、それらの書類から、請求人に対する葬祭に係る費用の請求額が212,770円、死体検案書に係る費用の請求額が23,570円であることを確認した。
- (2) 平成26年7月23日、処分庁は、請求人に対し、葬祭扶助の申請に当たり請求人の父の遺留金品の確認を要する旨を説明した。
- (3) 平成26年7月28日、処分庁は、請求人から提出された請求人の父の通帳の写しから82,474円の遺留金品があることを確認し、葬祭扶助費を支給する場合には葬祭に要する費用にこの遺留金品をまず充当することになることを請求人及び請求人の祖母に説明した。
- (4) 平成26年7月28日、処分庁は、請求人の父の扶養義務者に対し、葬祭に関して援助を行えるか否かについて確認したが、援助を行えるという回答は誰からも得られなかった。

- (5) 平成26年7月30日、処分庁は、葬祭に係る費用212,770円から遺留金品82,474円を差し引いた額130,296円に死体検案書に係る費用23,320円を加えた153,616円を葬祭扶助費として支給することを決定し、本件処分を行った。なお、処分庁は、本件処分の決定に当たり、扶養義務者による援助が困難であったことは確認したが、請求人と請求人の父とを生活保護上の同一世帯とみなして請求人の父のケースの生活保護変更申請として取り扱い、請求人の保護の要否判定を行わなかった。
- (6) 平成26年7月30日、処分庁は、請求人に対し、請求人の父の遺留金品をまず葬祭に要する費用に充当し、それでも不足する額を葬祭扶助費として支給した旨を説明した。また、処分庁は、請求人に対し、請求人の父の遺留金品をまず葬祭に要する費用に充当し、それでも不足する額を葬祭扶助費として支給した旨を説明した。また、処分庁は、請求人の父に対する法第78条に基づく徴収金に係る債務の相続について請求人と協議し、相続放棄を法的手段の一つとして提案したところ、請求人は、その債務につき相続放棄の手続を取りたい旨の意思を示した。
- (7) 平成26年9月16日、処分庁は、代理人 XXXXXXXXXX に対し、本件処分について、請求人世帯の葬祭扶助申請としてではなく、請求人の父のケースの生活保護変更申請として取り扱ったことを説明した。



2 判断

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則について「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、また法第8条第1項は、保護の基準及び程度の原則について「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

また、法第18条第1項は、「葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して（略）行われる」と規定し、葬祭扶助の範囲及び対象を定めている。

そして、次官通知第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と（略）認定した収入（略）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること」と規定している。

これらの原則を踏まえた上で、葬祭扶助費の支給については、課長通知2(2)において、「葬祭扶助費は、その他の扶助費と同様に、支給に

当たって、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要」があり、「葬祭扶助費は、葬祭に要する費用が、告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)から(4)までの範囲内である場合に限って、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給する」としている。

よって、葬祭扶助費の支給に当たっては、まずは保護の要否判定が必要であり、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比により要保護と決定された場合に保護の程度が決定され、葬祭に要する費用が死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用につき、葬祭扶助費として支給されるものである。

- (2) これを本件処分についてみる。処分庁は、1(1)のとおり、請求人が葬祭扶助の申請を行った後に、1(3)のとおり、葬祭扶助費を支給する場合には請求人の父の遺留金品をまず葬祭に要する費用に充当することになることを請求人に説明した上で、1(5)のとおり、葬祭に要する費用に遺留金を充当してもなお不足する費用(153,616円)を葬祭扶助費として支給することを決定し本件処分を行った。

しかし、処分庁は、請求人と請求人の父が生活保護上別世帯であるため、請求人に対する葬祭扶助費の支給に当たっては、請求人の保護の要否判定がまずは必要であるにもかかわらず、1(5)のとおり、請求人と請求人の父とを生活保護上の同一世帯とみなし、請求人の父のケースとして取り扱い、請求人の保護の要否判定を行っていない。また、請求人世帯の要否判定に当たっては預貯金調査や収入資産調査などを実施しなければならないが、処分庁はこの調査も実施していない。

よって、処分庁は請求人世帯の保護の要否及び程度の決定を欠くままに本件処分を行っており、次官通知第10に規定された当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比による保護の要否及び程度の決定を行っていないものと認められる。したがって、本件処分は不適切な処分と言わざるを得ない。

以上のとおり、処分庁が法に基づき適正な審査の上で請求人世帯の保護の要否及び程度の決定を行わず本件処分を行ったことは違法・不当な処分である。よって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年11月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

